

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

(10月20日)
(第15号)

第15号

10月20日

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

第15号

○令和5年10月20日（金曜日）

議事日程（第15号）

令和5年10月20日（金）午前10時開議

- 第1 議案第19号から議案第28号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 認定第1号から認定第5号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第3 請願の件
〔討論、採決〕
- 第4 意見書案第4号から意見書案第13号まで
〔討論、採決〕
- 第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第6 認定第6号から認定第17号まで
〔提案説明、委員会付託〕
- 第7 議案第29号及び議案第30号
〔提案説明、質疑、委員会付託〕
- 第8 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第19号から議案第28号まで
- 日程第2 認定第1号から認定第5号まで
- 日程第3 請願の件

- 日程第4 意見書案第4号から意見書案第13号まで
 日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
 日程第6 認定第6号から認定第17号まで
 日程第7 議案第29号及び議案第30号
 日程第8 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之
12	番	平畑	武
13	番	中瀬古	初美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石垣	智矢
16	番	山崎	博
17	番	野村	保夫
18	番	田中	祐治
19	番	倉本	崇弘
20	番	山内	道明

21	番	稻 森	稔 尚
22	番	下 野	幸 助
23	番	田 中	智 也
24	番	藤 根	正 典
25	番	小 島	智 子
26	番	森 野	真 治
27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	野 口	成 正
30	番	石 田	成 生
31	番	村 林	正 聡
32	番	小 林	正 人
33	番	谷 川	孝 栄
34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	今 井	智 広
37	番	稻 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美

欠席議員 1名

 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高野 吉雄
書記（事務局次長）	西塔 裕行
書記（議事課長）	中村 晃康
書記（企画法務課長）	小西 広晃
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐竹 宴
書記（議事課主幹兼係長）	櫻井 彰
書記（議事課主査）	長谷川 智史

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見 勝之
副知事	廣田 恵子
副知事	服部 浩
総務部長	更屋 英洋
政策企画部長	後田 和也
地域連携・交通部長	清水 英彦
防災対策部長	山本 英樹
医療保健部長	小倉 康彦
子ども・福祉部長	中村 徳久
環境生活部長	竹内 康雄
農林水産部長	中野 敦子
雇用経済部長	小見山 幸弘
観光部長	増田 行信
県土整備部長	若尾 将徳
総務部デジタル推進局長	松下 功一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山川 晴久

地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枅 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員長	村 田 典 子
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	三 宅 恒 之
人事委員会委員	北 岡 寛 之
人事委員会事務局長	天 野 圭 子
選挙管理委員会委員	富 永 健
労働委員会事務局長	林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第4号から意見書案第13号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第29号、議案第30号、認定第6号から認定第17号まで並びに報告第15号から報告第17号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、令和4年度三重県内部統制評価報告書及び監査委員の同審査意見書が提出されましたので、それぞれさきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
20	旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年10月11日

三重県議会議長 中森 博文 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 川口 円

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
23	工事請負契約について（二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年10月10日

三重県議会議長 中森 博文 様

防災県土整備企業常任委員長 石垣 智矢

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
21	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
24	工事請負契約について（大台警察署庁舎棟ほか建築工事）
25	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年10月10日

三重県議会議長 中森 博文 様

教育警察常任委員長 山内 道明

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
19	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
22	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案
26	令和4年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
27	令和4年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
28	令和4年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件 名
1	令和4年度三重県水道事業会計決算
2	令和4年度三重県工業用水道事業会計決算
3	令和4年度三重県電気事業会計決算
4	令和4年度三重県病院事業会計決算
5	令和4年度三重県流域下水道事業会計決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年10月16日

三重県議会議長 中森 博文 様

予算決算常任委員長 村林 聡

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

総務地域連携交通常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果
請 1	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて	鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組 合総連合会 三重地方協議会 議長 片山 智成	龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 崎 道 博 山 内 智 明 田 中 智 也 小 島 智 子 藤 田 宜 三 村 林 聡 長 田 隆 尚	採 択

環境生活農林水産常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果
請 2	伊賀市阿波地区における産業廃棄物最終処分場の開発計画に対する慎重な審査を求めることについて	伊賀市猿野1337番地 阿波地域住民自治協議会 会長 奥井 威夫 ほか2名	龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 内 道 明 稻 森 稔 尚 小 島 智 子 森 野 真 治 藤 田 宜 三 村 林 聡 長 田 隆 尚 青 木 謙 順	採 択
請 3	客引き等防止条例の制定を求めることについて	鈴鹿市阿古曾町19-11 三重県社交飲食業生活衛 生同業組合 理事長 伊藤 素近	龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 内 智 明 田 中 智 也 小 島 智 子	採 択

			藤田宜三 村林隆尚	
--	--	--	--------------	--

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請4	健康保険証廃止の中止を求めることについて	津市船頭町津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	吉田紋華 稲森稔尚	不採択
請5	医療・介護報酬の臨時改定を行い医療・介護・福祉で働くすべてのケア労働者の処遇改善を求める意見書について	津市船頭町津興1535-23 三重県医療労働組合連合会 委員長 藤井 新一	吉田紋華 稲森稔尚	採択

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請7	25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて	四日市市笹川1丁目52-16 吉野 啓子	吉田紋華 稲森稔尚	不採択
請8	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名	吉田紋華 芳野正英 稲森稔尚 小島智子 藤田宜三	採択
請9	教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名	吉田紋華 芳野正英 稲森稔尚 小島智子 藤田宜三	不採択
請10	防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F	吉田紋華 芳野正英 稲森稔尚 小島智子	採択

		三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名	藤 田 宜 三	
請11	義務教育費国庫負担制度の充実を 求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化セン ター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名	吉 田 紋 華 芳 野 正 英 稲 森 稔 尚 小 島 智 子 藤 田 宜 三	不採択
請12	県独自の学級編制基準および教職 員配置基準のさらなる改善と教職 員の欠員や不補充を解消し、確実 な配置を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化セン ター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名	吉 田 紋 華 芳 野 正 英 稲 森 稔 尚 小 島 智 子 藤 田 宜 三	不採択

意見書案第4号

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の
拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月5日

提 出 者

教育警察常任委員長

山 内 道 明

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の
拡充を求める意見書案

厚生労働省の2022年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は11.5%と
なり、子どもはおよそ9人に1人の割合で貧困状態にあると言える。

また、総務省発表によると、消費者物価指数は、前年同月比で依然として
3%を超えて上昇しており、家計への負担増が続いている。

このような中、国においては、子ども・若者に関する施策、少子化の克服及び子どもの貧困に関する施策を総合的かつ一体的に進めるための「こども大綱」を策定中である。

子どもの貧困対策を含めた子どもに関する施策を推進するには、支援を必要とする子どもたちに対して教育相談などの機能を充実させる取組及び関係機関と連携して支援を行う取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

令和5年度、本県では国の高校生等奨学給付金制度の給付対象者に対して、物価高騰による学用品等の増額分を支給する補正予算を講じたところである。経済格差が教育格差につながることはないよう、子どもに関する施策についての財源を十分に確保するとともに、就学及び修学保障制度等をより一層充実させることが求められる。

よって、本県議会は、国に対し、子どもに関する施策の推進状況に鑑み、全ての子どもの学びの機会を保障するため、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第5号

学校における防災対策の充実を求める意見書案
上記提出する。

令和5年10月5日

提 出 者

教育警察常任委員長

山 内 道 明

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、子どもたちが学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大時に、国のガイドラインにより避難所でのスペースの適切な分離や必要な備品等が示されたが、自治体間格差が生じるなどの課題が生じており、加えて外国人、高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、改善すべき課題が山積していると言える。これらの課題に対してそれぞれの自治体が十分に対応していくためには、国からの財政的支援の充実が不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、子どもたち等の安全・安心を確保するため、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の更なる充実に取り組むよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、

意見書案第6号

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案
上記提出する。

令和5年10月5日

提 出 者

世 古 明

小 島 智 子

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案

小学校の学級編制の標準が令和3年度から5年間で計画的に35人に引き下げられることとなったが、令和5年度の教職員定数は十分なものとはいえず、中学校、高等学校等での引下げについても示されていない。

また、全国的に教職員の不足を背景とした教職員の未配置の問題が深刻化する中、本県の公立学校においても、年度当初から教職員の欠員が生じている状況、産休若しくは育休の取得者の代替教職員が補充できていない状況又は短時間勤務者での代替となっている状況がみられる。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、子どもたちの安心・安全につなげるためにも、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに全ての校種における学級編制及び教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定及び実施が求められている。

さらに、OECD諸国と比べ、教育費の私費負担割合が大きくなっている現状がある。実際に、光熱水費及び物価高騰の影響、教育のICT化に伴う費用

の保護者負担等、家庭への負担は増大している。これらの教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに新たな教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を行うよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第7号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月5日

提 出 者

世 古 明

小 島 智 子

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制及び機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

教育の機会均等を確保し、その水準の維持向上を図る義務教育の基盤を作る

ためには、教職員の確保、適正配置及び資質の向上、教育環境等の諸条件を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教育のICT化が急速に進められ、多くの自治体で一人一台端末が整備されたものの、修繕費、通信費等の家庭の負担状況は自治体間で異なっている。また、教員以外の情報通信技術支援員等についても地方財政措置はあるものの、結果として自治体間格差が生じている。教育に自治体間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

自治体の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤を作る上で極めて重要である。

よって、本県議会は、国に対し、義務教育費国庫負担制度が、措置対象の拡大を含め、更に充実するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議員 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

意見書案第8号

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案
上記提出する。

令和5年10月11日

提出者

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、道路特定財源の一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。また、自動車保険料、高速道路料金等の自動車に係る費用も、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

自動車関係諸税等の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化につながる。また、自動車関係諸税等の見直しにより、CASEといった次世代モビリティ及びカーボンニュートラルの促進を図ることで、持続可能で誰もが自由に安全な移動を享受できる社会の実現にもつながる。

よって、本県議会は、国に対し、自動車関係諸税等について、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、自動車税・軽自動車税の環境性能割について「被けん引車」を課税対象外とし、種別割の負担軽減を図るための措置を講じ、複雑な課税制度を簡素化すること。
- 2 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、消費税との二重課税の解消を図るための措置を講じること。

- 3 車体課税の税収は、CASEといった次世代モビリティの普及促進のための特定財源とするとともに、燃料課税の税収は、カーボンニュートラルの促進のための特定財源とすること。
- 4 自動車保険料を所得税の所得控除の対象とするなど、自動車の使用に係るユーザーの負担軽減を図るための措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議員 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣

意見書案第9号

ケア労働者の処遇改善等を求める意見書案
上記提出する。

令和5年10月11日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長
川 口 円

ケア労働者の処遇改善等を求める意見書案

国は、令和4年10月に診療報酬、介護報酬等の臨時改定を行い、看護職員処遇改善評価料を新設するとともに、介護職員等ベースアップ等支援加算等を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、自らの感染リスク、様々な行動制限等に耐えながら勤務する看護職員、介護職員等に対し、国が処

遇改善の仕組みを新設したことは、一定の評価をするものである。

しかし、これらの処遇改善の対象は一部の看護職員、介護職員等に限定されており、看護職員及び介護職員その他の医療施設及び福祉施設（以下「医療福祉施設」という。）で働く労働者（以下「ケア労働者」という。）の賃金はなお不満の残るものである。医療福祉施設における処遇改善が十分でないことから、深刻な人手不足が続いている。

これを解決するためには、医療福祉施設への診療報酬及び介護報酬の上げをはじめとしたケア労働者の更なる処遇改善を行うことが必要である。

また、昨今の急激な物価上昇は医療福祉施設の事業者にとって深刻な打撃を与えており、これを安定的に運営していくためには、全ての医療福祉施設の事業者に行き渡る緊急の物価高騰対策が必要である。

よって、本県議会は、国に対し、ケア労働者の処遇改善を図ること及び全ての医療福祉施設の事業者に行き渡る緊急の物価高騰対策を講じることを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第10号

A L P S 処理水の海洋放出を中止するとともに放射能汚染水を増やさない対策を講じることを求める意見書案
上記提出する。

令和5年10月11日

提 出 者

吉 田 紋 華

稲 森 稔 尚

ALPS処理水の海洋放出を中止するとともに放射能汚染水を増やさない対策を講じることを求める意見書案

令和5年8月22日、岸田首相は、関係閣僚会議を開き、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）によって発生し続けている放射能汚染水を多核種除去設備（ALPS）によって処理した水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出を決定し、同月24日午後1時からALPS処理水の海洋放出を実施した。

ALPS処理水には、処理後であってもトリチウムをはじめとした放射性物質が含まれている。岸田首相は、漁業関係者の反対の声を無視して、ALPS処理水を今後30年にもわたって海洋に放出することを決定した。

かつて、政府及び東京電力は、漁業関係者に対し「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を交わしたが、この約束を反故にして、放出時期を「2023年の春から夏頃」と表明し、海洋放出に向けた準備工事を進めてきた。岸田首相は令和5年8月21日に漁業関係者と面会し、その場でも漁業関係者は「海洋放出に反対であることはいささかも変わらない」と述べたが、「一定の理解を得たと判断した」として海洋放出を行った。

政府及び東京電力は、廃炉を進めるためにALPS処理水の海洋放出は先送りできない課題というが、それよりも優先して取り組むべきは放射能汚染水の地下水への流入を防ぎ、放射能汚染水の発生をこれ以上増やさないための抜本的対策である。これに着手しなければ、ALPS処理水はなお増え続ける。

原発事故から12年が経過した今も被害は続いている。未だ多くの人々が故郷へ戻れず、被害者への補償も十分に行われていない。

また、農林水産業、観光業等の関係者は、生業を取り戻す懸命の努力を続け

ているが、復興からは程遠く、とりわけ漁業の水揚げ量は原発事故前の2割程度にとどまっている。今も続く原発事故被害から目を背け、ALPS処理水の海洋放出を強行し、地元漁業の復興を阻害することは断じて許されない。

よって、本県議会は、国に対し、ALPS処理水の海洋放出を直ちに中止するとともに、放射能汚染水を増やさない抜本的な対策を講じることを求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
環境大臣、復興大臣、

内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

意見書案第11号

ブラッドパッチ療法における診療報酬について適切な措置を講ず
ることを求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月11日

提出者

龍 神 啓 介

辻 内 裕 也

吉 田 紋 華

山 崎 博

山 内 道 明

稲 森 稔 尚

村 林 聡
長 田 隆 尚

ブラッドパッチ療法における診療報酬について適切な措置を講ずることを求める意見書案

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力等による外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）は、頭痛をはじめとする様々な症状により日常生活を大きく阻害する疾患である。これまで、この疾患に苦しんでいる患者の声が全国各地から国に数多く寄せられていた。その後、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年から同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

このことにより、これまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が保険診療としてブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用 J 007－2 の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、^{けい}頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、現状では同治療に対する保険診療上の評価がされていない。

よって、本県議会は、国に対し、保険適用後の新たな現状を踏まえ、ブラッドパッチ療法における診療報酬がより公平性及び安全性に配慮されたものとなるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%の患者には起立性頭痛

が認められないと公的な研究でも報告があることを受け、起立性頭痛が認められない場合であっても、ブラッドパッチ療法を保険適用の対象とすること。

2 ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、保険診療上の評価を改定すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議員 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
国土交通大臣

意見書案第12号

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書案
上記提出する。

令和5年10月11日

提出者

龍 神 啓 介
辻 内 裕 也
吉 田 紋 華
芳 野 正 英
中 瀬 信 之
山 崎 博
山 内 道 明
稲 森 稔 尚
小 島 智 子

藤 田 宜 三
村 林 聡
長 田 隆 尚

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書案

内閣府の調査によると、ひきこもりは全国で15歳から64歳までで146万人おり、その内40歳から64歳までで75.7万人いると推計され、中高年層に及ぶ大きな社会問題となっているが、現状、ひきこもり支援に特化した法律は制定されていない。

これまで、国は子ども・若者育成支援推進法に基づき、ひきこもりの実態調査、困難を有する子ども・若者向けのアウトリーチ研修等を実施しているが、ひきこもりは中高年層に及んでいることから、現行の法律に基づく取組では不十分である。

また、国はひきこもり支援推進事業として、自治体のひきこもり支援の体制整備を支援しているものの、体制整備をしている自治体は約1割しかなく、自治体間格差が顕著となっている。

さらに、関連する福祉制度を組み合わせる支援を行っている自治体もあるが、それぞれの制度の隙間で、支援を受けられない者がいたり、ひきこもり状態に即した支援がなかったりする等、適切な支援を受けられない現状がある。

国及び自治体がこうした現状を踏まえた適切な支援を行っていくためには、ひきこもり支援基本法を制定する必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、ひきこもり支援基本法の制定を強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（若者活躍）

意見書案第13号

学校給食費の無償化を求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月11日

提出者

龍 神 啓 介
辻 内 裕 也
吉 田 紋 華
芳 野 正 英
中 瀬 信 之
山 崎 博
山 内 道 明
稲 森 稔 尚
小 島 智 子
藤 田 宜 三
村 林 聡
長 田 隆 尚

学校給食費の無償化を求める意見書案

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じて食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっており、地場産物の活用を通じて地域の農業、畜産業、水産業等の産業振興にも寄与している。

文部科学省の「平成29年度の「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果について」によると、1740自治体のうち何らかの形で無償化又は一部補助を実施しているのは506自治体で、そのうち小学校及び中学校とも無償化を実施しているのは76自治体にとどまっている。

その財政力から無償化の実施が困難な自治体が多く、実施している自治体であってもその財源確保に苦慮している実情があり、多岐にわたる保護者負担の増大に対処するためには、学校給食費の無償化を子ども・子育て政策に位置付けることも重要である。そして、学校教育の一環としての豊かな学校給食を保障するとともに、全国あらゆる学校での給食費を無償とするには、国の財政措置が必要不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、学校給食費の無償化の実現のため、十分な財政措置を講じることを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

提 出 議 案 件 名

議案第29号 令和5年度三重県一般会計補正予算（第3号）

議案第30号 訴えの提起（和解を含む。）について

認定第6号 令和4年度三重県一般会計歳入歳出決算

認定第7号 令和4年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算

認定第8号 令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸

付特別会計歳入歳出決算

- 認定第9号 令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定第10号 令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定第11号 令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
認定第12号 令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
認定第13号 令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
認定第14号 令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定第15号 令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定第16号 令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定第17号 令和4年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

委 員 長 報 告

○議長（中森博文） 日程第1、議案第19号から議案第28号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。川口 円医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔川口 円医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（川口 円） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第20号旅館業法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、去る10月11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べ

ます。

本年度に入り、児童相談所が関与していた児童の死亡事案をはじめ、認定こども園における不適切保育事案や、三重県いなば園における虐待事案といった大変痛ましい事案が立て続けに発生しています。

これを受け、次の3点を要望いたします。

まず、認定こども園における不適切保育事案については、職員個人のみの問題ではなく、組織としてのマネジメントやコンプライアンス意識の不足など、組織体制に大きな問題があったと考えられます。

二度とこのような事案が発生することのないよう、必要な研修の実施や第三者の視点を取り入れた専門アドバイザーの派遣等、再発防止に向けた取組が徹底されるよう、県として関係する市とも連携しながら、サポート体制を構築していただくことを要望します。

次に、三重県いなば園における虐待事案については、令和3年度に虐待事案が発生し、再発防止に向けた取組が行われている中で再発していることから、要因の分析やこれまでの取組の検証を十分行い、再発防止の徹底が図られるよう指導していくことを要望します。

最後に、児童相談所が関与していた児童の死亡事案については、現在、第三者委員会において検証が進められています。また、三重県児童虐待防止対応検討会議では、当面の再発防止策として、保育所等に登園していない事案については、見守り頻度を1か月に1回以上に変更し、児童相談所や市町等の関係機関が連携しながら、児童の安全確認を実施するとされたところです。

児童虐待を防ぐためには、市町や警察などのほか、民間団体等も活用し、様々な関係機関と緊密に連携を取りながら進めていくことが重要になってきます。

二度とこのような痛ましい事件が発生しないよう、それぞれの機関が当事者意識を持ち、子どもの命を最優先に守るという思いを一つにワンチームとなって対応を行っていただくことを強く要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 石垣智矢防災県土整備企業常任委員長。

〔石垣智矢防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（石垣智矢） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第23号工事請負契約について（二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事）につきましては、去る10月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、議案第23号工事請負契約について（二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事）についてであります。

当該請負契約は、WTO対象案件であり、総合評価方式の一般競争入札を実施したところ、上位3者の評価値が同点となったため、くじ引きを行い、落札候補者を決定しました。

くじ引きで落札候補者を決定したという過程そのものは、地方自治法施行令の規定に基づくものでありますが、結果として、契約金額が85億円を超えるような規模の工事の請負業者がくじ引きで決定されることについて、評価項目等改めて検証するとともに、引き続き、入札方法の改善に努められるよう要望します。

次に、花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）素案についてであります。

当該計画は、議員提出条例である花とみどりの三重づくり条例に基づき、花とみどりの活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画であります。

当該計画の推進に当たっては、県内各市町との協力・連携が非常に重要であることから、当該計画に基づく県内各市町の取組に対しては、県としての支援の方策について、よく検討しながら進めていただきますよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 山内道明教育警察常任委員長。

〔山内道明教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（山内道明） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第21号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る10月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、教職員の人材確保についてであります。

教職員不足は全国的に深刻な課題となっており、本県でも、年度当初から欠員が生じています。

学校や教職員が担う業務の見直しや、専門人材や地域人材の配置、ICTの活用等による教員の働き方改革に加えて、教職の魅力発信、教員採用選考試験の早期化の検討など、県当局において様々な取組を行っていただいているものの、欠員の解消には至っておりません。

三重県教育ビジョン（仮称）中間案に記載されたいじめに関する組織的な対応、子どもの状況に応じた学びを支える指導の充実など、様々な施策を実現するためには、人材確保が必須であるという観点の下、今後もより実効性のある人材確保に向けた取組を進めていただくよう要望します。

次に、三重県立特別支援学校西日野にじ学園の狭隘化についてであります。

本委員会県内調査において、西日野にじ学園を訪問した際、児童生徒の増加による教室やトイレの不足、防災・防犯上の課題について確認しました。

西日野にじ学園では、教室確保のために一つの部屋を間仕切りするなどして対応していただいておりますが、来年度以降も生徒数が増加する見込みであり、学校内での対応には限界が見られます。

県当局においては、児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、インクルーシブ教育の観点からも効果が見込まれる普通高校の空き教室を利用した分校方式など、新たな発想での対応も含めて、速やかに検討するよう要望します。

最後に、個人情報の漏えいについてであります。

修学奨学金返済の連帯保証人に宛てた催告状を本人以外の方に送付したことをはじめ、1か月の間に4件の個人情報漏えいの事案が教育委員会事務局において発生しています。

特に、修学奨学金返済という重要な個人情報が漏えいするおそれがある事態となったことは、誠に遺憾であります。県当局においては、再発防止を徹底するとともに、事案発生時には迅速かつ誠実に対応するよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 村林 聡予算決算常任委員長。

〔村林 聡予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（村林 聡） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第19号三重県手数料条例の一部を改正する条例案外4件につきましては、去る10月6日から11日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月16日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（中森博文） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 日本共産党津市選挙区選出の吉田紋華です。

議案第21号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案への反対討論を行います。

6月定例会会議でも、電動キックボードの危険性について述べ、反対討論をいたしました。

今回の議案は、電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の横断歩道通行を認めることとなります。そして、7月の道路交通法改正以降、東京で電動キックボードで歩行者が接触する事故、そして骨折したひき逃げ事故で逮捕者が出るなど報道もありました。

フランスのパリでは、8月末から電動キックボードのレンタルサービスが廃止されました。

電動キックボードの利用で、防げたはずの事故が起こっていくことの危険性を指摘してまいりました。

先日、議案質疑をさせていただく中で、電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車に関しては、交通安全のために啓発や情報提供を行っていくとの答弁をいただき、それに努めていただきたいと考えております。

遠隔操作型小型車に関しましては、そのような小型車との事故が起こって、人命救助が必要になるなど、緊急の対応を要する事態になることも想定されると指摘いたしましたが、そのような場合の対策に関して、しっかりと対策していただくことを求めます。

これにて、議案第21号の反対討論といたします。

○議長（中森博文） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第19号、議案第20号及び議案第22号から議案第28号までの9件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

委 員 長 報 告

○議長（中森博文） 日程第2、認定第1号から認定第5号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。村林 聡予算決算常任委員長。

〔村林 聡予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（村林 聡） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号令和4年度三重県水道事業会計決算外4件につきましては、去る10月3日及び16日の2回にわたり委員会を、また、その間の10月6日及び10日には該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第4号及び認定第5号につきましては、いずれも全会一致をもって原案を認定、認定第1号から認定第3号までの3件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の令和4年度の純利益は7111万円となっており、前年度から純利益は3億2381万円減少しています。

また、工業用水道事業の令和4年度の純利益は9040万円となっており、前年度から純利益は2億9894万円減少しています。

水道事業及び工業用水道事業のいずれも、前年度と比べて純利益が減少した主な理由は、近年のエネルギー価格の高騰等により営業費用が増大したこと等によるものです。

エネルギー価格の高騰は、今なお続いており、今後しばらく影響が続くことが予想されることから、水道及び工業用水道事業の経営環境は厳しさが増すことが懸念されます。

こうした状況下であっても、県民へ安全で安定した水の供給が行えるよう、省エネ設備の導入や老朽化した施設の長寿命化の推進などにより、維持管理のトータルコストの低減に努めるなど、安定的な事業運営が行われているか注目してまいります。

次に、電気事業についてであります。

令和4年度の純損失は12億5674万円となっており、前年度から純損失は4492万円減少しています。

これは主に、RDF焼却・発電施設撤去工事費等により、営業費用が3億6181万円増加したものの、特別損失のRDF処理委託料清算金4億1342万円が皆減したことによるものです。

また、電気事業は、RDF焼却・発電施設撤去工事が令和5年3月に完了したことをもって、令和4年度末に廃止されました。

最終的な電気事業会計全体の事業収支は、約63億円の黒字となりましたが、事業別に見ると水力発電事業の収支は約125億円の黒字、RDF焼却・発電事業の収支は約62億円の赤字となりました。

RDF焼却・発電事業は、財政的な損失のみならず、市町のごみ処理行政等に多大な混乱をもたらしました。これまでに行われた検証を踏まえ、そこ

で得られた反省や教訓を将来にわたり継承し、今後の県政運営に生かしていくことを要望します。

次に、病院事業についてであります。

令和4年度の純利益は5億2304万円となっており、前年度から純利益は4億4378万円減少しています。

これは主に、エネルギー価格の高騰等による医業費用の増加や新型コロナウイルス感染症に係る病床確保に伴う国からの交付金の減少等によるものです。

今後、新型コロナウイルス感染症の病床確保に係る交付金はさらなる減少が見込まれ、入院・外来患者数も十分に回復していないことから、収益の悪化が懸念されるところです。引き続き、県立病院の役割が的確に果たせるよう、地域に最適な医療サービスが安定的に提供できる体制づくりに取り組むとともに、収益の増加を図るなど健全な経営に努められるよう要望します。

また、令和4年度の三重県病院事業中期経営計画における成果目標について、新型コロナウイルス感染症の影響等により未達成の項目が複数あります。

各病院においては、目標の達成に向けた取組を着実に進めるとともに、現行計画の全体的な総括を実施した上で、次期中期経営計画を策定するよう要望します。

最後に、流域下水道事業についてであります。

令和4年度の純利益は1億913万円となっていますが、前年度から純利益は1億2233万円減少しています。

これは主に、特別損失が増加したこと等によるものです。

また、流域下水道事業については、令和4年度の決算を見ると、エネルギー価格高騰の影響等により、維持管理費用が増加していることが分かりました。

エネルギー価格高騰による影響を新たな経費増加リスクと認識した上で、安定的な事業運営が行われているか引き続き注目してまいります。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（中森博文） 以上で委員長報告を終わります。
委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

- 議長（中森博文） これより討論に入ります。
討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

- 7番（吉田紋華） 日本共産党の吉田紋華です。

認定第1号、第2号、第3号の三つの企業会計決算について、反対討論をいたします。

まず、認定第1号水道事業、第2号工業用水道事業についてです。

この二つの事業には、これまでも日本共産党県議団として、予算決算において継続して取り上げ、問題を指摘してまいりました。

長良川河口堰からの取水という、1960年代から90年代にわたった、およそ30年間の国の巨大プロジェクトには、過大な需要見込みがありました。その後の産業構造の変化、家庭や各企業の節水の取組で、当初の見込みが破綻し、中勢地域まで長良川河口堰からの導水や水道供給が広域に広がりました。そのため、導管の敷設、維持管理に費用がかかってきました。これは今でも尾を引く課題になっています。

県内関係自治体は、豊かな自然、豊富な自己水源がありながら、県水を引くことになり、自治体の自己水源の取りやめが現在も進んでいます。

もちろん、県は、水道料金値下げの努力もされ、実績もありますが、根本的には、歴史的な巨大事業のツケを県民に負担させている構造は変わりません。

水道事業会計における資産期末残高は、電気料金高騰もありながら、令和4年度、増加しています。

工業用水道事業会計における資産期末残高は、資金期首残高に比べて、令和4年度は減少しています。

大災害時代を迎えたとされる今日、身近な水源、地域型分散水道の構築こそ、より重大になってきました。

貴重な財産である水道インフラは、市町主体で健全な運営が可能となる道こそ目指すべきでありました。総工費、およそ1500億円、県負担684億円を投じた長良川河口堰事業、また、総工費約850億円を投じた南勢水道のダム建設事業など、償還は終わったものの、水道会計だけでなく県財政に大きな影響があったということを申し上げておきます。

大型事業の負の側面や及ぼす影響を直視していただき、県民に負担を押しつけるべきでないという意見を述べます。

次に、第3号の電気事業会計についてです。

その中のRDF焼却・発電事業では、事業収支がおよそ60億円の赤字となりました。純損益は、令和4年度はおよそ12億円の赤字となっております。財政面からも、事業収支は約61億円の赤字。建設費・用地費約103億円、撤去費約18億円、無駄な大型開発の典型であると言えます。

県政の最大失政であるRDF事業ですが、大きく三つの理由があると考えます。

1点目は、未成熟な技術を資源循環化だと見誤ったこと。2点目は、RDFという発火物の爆発事故の詳細を明らかにせず死亡者を出した企業庁の責任。3点目は、環境省が求める広域化の中、市町村の一般廃棄物事業を県が運営するという間違いと多大な負担を押しつけてきた責任。

今後の県政運営において、しっかりと語り継がれていく教訓としていただきたいと考えております。

以上の意見を述べ、反対討論といたします。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、認定第4号及び認定第5号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第1号及び認定第2号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

請 願 の 審 議

○議長（中森博文） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択6件、不採択5件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討

論

○議長（中森博文） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

請願第3号客引き等防止条例の制定を求めることについてに対しまして、反対の立場から討論を行います。

本請願は、三重県において県民に不安を与え、迷惑をかける客引き等を規制し、厳しい罰則を科す、客引き等防止条例を速やかに制定することを求める内容となっています。

まず、三重県において、特に、市独自の条例を定めている四日市市以外で、県民に不安を与え、迷惑をかけ、厳しい罰則を科すに値するほどの客引きの実態が本当にあるのかどうかという点についてです。

請願者は、県内至るところで行われている現状があるとしていますが、環境生活農林水産常任委員会における執行部への質疑の中でも、客引き行為の実態はそれほど多くなく、県内でも限定的で、客引きを受けた当事者自身が被害感情を持っているかどうかということも全く明らかになっていません。

また、繁華街と言われるような地域が極めて限られた本県の状況を鑑みれば、県条例ではなく、それぞれの地域の実情に応じて、市町で条例制定の必要性が丁寧に議論されるべきものであると考えますし、そもそも請願者が言うような、県民に不安を与え、迷惑をかけるほどの客引き、例えば、腕をつかむ行為や、立ちはだかり通行を妨げるような悪質な行為があれば、現行の風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律や公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例など、他の法令で取り締まることは十分可能であると言えます。

もう一つは、市民社会の中の公権力との関係について十分に検討されなければならないという点です。

私たちは、憲法を定めて、その中には営業活動を含む経済的自由権を保障しているほか、権力の濫用を主権者の意思としてコントロールして、主権者である国民の諸権利を守るという立憲主義という考え方がその根本にあります。

また、警察活動は、公共の安全と秩序に対する侵害の具体的危険性があるときに、それを除去するためにのみ発動されるべきであるという警察消極の原則という考え方も確立されています。

これまで述べてきたように、被害実態も明らかでなく、既に取り締まる法令がある中で、何となく不安とか、不快とか、うざいという感情で、客引き、誘引、客待ちという行為にまで拡大させて、居酒屋やカラオケ、ひいては、英会話教室をはじめ、あらゆる営業活動を規制する、つまり非常に曖昧で脆弱な概念によって公権力の介入をもって、安心・安全なまちづくりをしてもらおうという発想自体が、安心のファシズムというべきであり、私たちの自由を公権力に安易に差し出してしまうことが、私たちの市民自治や市民社会の進展にとってよいことだと到底思えません。

以上の理由を申し上げて、請願第3号に対する反対討論といたします。

(拍手)

○議長(中森博文) 7番 吉田紋華議員。

[7番 吉田紋華議員登壇・拍手]

○7番(吉田紋華) 日本共産党の吉田紋華です。

請願第4号健康保険証廃止の中止を求めることについて、委員会での不採択に反対の討論をいたします。

6月定例会議でも同様な意見書を提出し、討論をさせていただきました。その中で、主に3点、指摘してまいりました。

1点目、世論では健康保険証をなくすことへの反対は、およそ7割も声が上がっていること。2点目、オンライン資格認証システムでのトラブルで、情報漏えいや、他人の情報との誤ったひも付けが起ることで重大な医療事故につながるリスクがある。3点目、既に人手不足である医療現場の負担を

さらに増やすものであるということです。

既に、これほどにもマイナンバーカードと健康保険証の一体化による問題が起こっており、疑問や反対の声も大きくなっています。

三重県の皆さんの思いを受け止め、国民皆保険制度、ひいては医療自体をきちんと守っていくという姿勢をここで示す必要があるのではないかと訴えましたけれども、6月の三重県議会では、反対多数で意見書案は否決となりました。それ以来、様々なことが、加えて、明らかになってきました。

三重県保険医協会が8月に行ったアンケートでは、回答した医師らの93%が、現在の健康保険証を存続させるべきだと回答しました。また、同じく95%が、マイナ保険証での対応で受付業務が増えたと回答したそうです。

これは6月に討論の中で指摘したことです。

現在の健康保険証を使っている、それを存続させれば、資格確認にかかる手間も時間も増やさずに済むということが証明されていると思います。この現状をしっかりと受け止める必要があると思います。

そして、もう1点、明らかになってきたことがあります。

こちらは、(タブレット端末を示す) しんぶん赤旗の2023年10月9日の記事となっていますが、1面にこう書かれております。

見出しには大きく、マイナ受注5社献金、自民資金団体に9年で7億円とあります。

記事には、こう記述されています。

地方公共団体情報システム機構、J-L I Sからマイナンバー関連事業で巨額の発注を受けた大企業5社が、自民党の政治献金団体、国民政治協会に2013年から2021年の9年間に合計7億円を献金していたことが新聞赤旗の調査で分かりました。マイナンバー事業を進めてきた政権党と受注企業の癒着の一端が明らかになった形です。

デジタル化による利益よりも守らなければならないものがあるのではないのでしょうか。それは人の命であり、命を守るための医療制度です。医療を受けることは、憲法で保障された権利と言えます。

人の命を守るのか、企業の利益を守るのか、このマイナ保険証推進に伴う健康保険証廃止にはこのような構図が隠れているのではないのでしょうか。

私たち若者が生きていく未来を見据え、重要な社会の制度を壊さないでほしいと切実に要望いたします。

以上の理由から、請願第4号健康保険証廃止の中止を求めることについて、委員会での不採択に反対の討論といたします。

続いて、請願第5号医療・介護報酬の臨時改定を行い医療・介護・福祉で働くすべてのケア労働者の処遇改善を求める意見書について、委員会での採択に賛成の討論をいたします。

所属している医療保健子ども福祉病院常任委員会では、ケア労働者の人材不足の問題を度々取り上げ、委員間の議論でも、この人手不足を何とかしなければいけないという意識を共有してきました。

その結果、委員会では、この意見書の請願に全員賛成となりました。

看護職の働き方、休み方に関して、先日の一般質問で取り上げていただく方もおられました。

コロナ禍を経て、医療現場におけるケア労働の重要な役割とその働く内容の大変さ、それに見合わない料金体系が今多くの医療機関、介護施設でのケア労働者の退職を生んでいます。労働に見合わない賃金が問題となっている、慢性的な人手不足の負のループに陥っているというのが、全国で大きな問題です。

請願提出者の説明のアンケートには、三重県内の医療機関従事者の切実な声が寄せられました。

医療・介護・福祉などのケア労働者の労働環境、低賃金、人手不足、過密労働が絡み合って大変厳しい労働環境になっています。

ケア労働の従事者は、対象一人ひとりに寄り添った丁寧なケアをしたいと心から思い、その仕事に従事している者がほとんどであると、私自身、医療現場で見てきた経験から、そう思います。

しかし、今の状況では難しい状況です。

安全で安心できるケアを提供すること、そして、医療・介護・福祉のケアを受ける立場の私たちにとっても、この意見書を上げることが重要であると、私の考えを述べ、賛成討論といたします。

続いて請願第7号25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて、委員会での不採択に反対の討論をいたします。

小・中学校の少人数学級は、これまでも、教育的必要性、今の時代のきめ細かな教育を求める声の中で、三重県ではいち早くみえ少人数学級として取り組まれてきて20年目になります。

全国でも、その要求と自治体独自の取組が広がる中で、国も必要性を認め、さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の発生も受け、教室環境の整備として、順次、35人学級を進めていくということになりました。

それを受け、三重県では、みえ少人数学級として、小学校1、2年生での30人学級、中1での35人学級、いずれもともに下限25人の条件付ですが、それを継続するとともに、国の制度に前倒しで小学校4年生までの35人学級を実施しています。

しかし、県の施策である下限25人の条件のために、30人を超える学級が、20年間も残され続けてきたことは、決して見過ごすことができないという、この請願理由は、全くそのとおりであると考えます。

毎年提出されている議会へのこの請願が、不採択となり続け、教育委員会への請願も十分な審査がなされているとは思えず、この不条理が理解されず、35人学級へと国が進んだことで、18人クラスが成立する中、なおさら根拠のない25人の下限、その矛盾がますますはつきりしてまいりました。この問題をこのまま放置していいのでしょうか。

少人数学級を進めれば、学級数が増え、必要な教員の数も増え、県の独自財源で賄わなければなりません。

また、全国的に教員希望者が減少し、教員も人手不足が深刻になっています。そのために、この9月定例会月会議では、教育への公的支援を求める請願が多く提出されていますし、喫緊の課題となっていることに間違いないと思

います。

従来の40人学級での20人、21人の分割、国の35人学級は進められて、18人での分割が国の基準の中で認められる中で、25人でないと分割できないという三重県独自の制限、根拠がなかったものでありますが、導入当時から20年間も続く課題の解消を求めること、それに対して、しっかりと受け止めていただきたいと考えております。

県の制度でつくった25人下限という20年来の矛盾を、県の制度で解消すべきであると述べ、請願第7号の委員会での不採択に反対の討論といたします。

(拍手)

○議長（中森博文） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

採決は6回に分け、起立により行います。

まず、請願第1号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて、請願第2号伊賀市阿波地区における産業廃棄物最終処分場の開発計画に対する慎重な審査を求めることについて、請願第5号医療・介護報酬の臨時改定を行い医療・介護・福祉で働くすべてのケア労働者の処遇改善を求める意見書について、請願第8号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて及び請願第10号防災対策の充実を求めることについての5件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中森博文） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号客引き等防止条例の制定を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
環境生活農林水産常任委員会関係

請願第2号 伊賀市阿波地区における産業廃棄物最終処分場の開発計画に対する慎重な審査を求めることについて

請願第3号 客引き等防止条例の制定を求めることについて

○議長（中森博文） 次に、請願第4号健康保険証廃止の中止を求めることについて及び請願第7号25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについての2件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員長決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中森博文） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることは否決されました。

それでは、請願第9号を採択することを採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

次に、請願第11号義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立少数であります。よって、本件は不採択することは否決されました。

それでは、請願第11号を採択することを採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

次に、請願第12号県独自の学級編成基準および教職員配置基準のさらなる改善と教職員の欠員や不補充を解消し、確実な配置を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることは否決されました。

それでは、請願第12号を採択することを採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま採択されました請願第12号につきましては、執行機関に送付し、その処理経過と結果の報告を請求いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

意見書案審議

○議長（中森博文） 日程第4、意見書案第4号子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案、意見書案第5号学校における防災対策の充実を求める意見書案、意見書案第6号教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第7号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案、意見書案第8号自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案、意見書案第9号ケア労働者の処遇改善等を求める意見書案、意見書案第10号ALPS処理水の海洋放出を中止するとともに放射能汚染水を増やさない対策を講じることを求める意見書案、意見書案第11号ブラッドパッチ療法における診療報酬について適切な措置を講ずることを求める意見書案、意見書案第12号ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書案及び意見書案第13号学校給食費の無償化を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第6号、意見書案第7号及び意見書案第10号から意見書案第13号までは、委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第6号、意見書案第7号及び意見書案第10号から意見書案第13号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（中森博文） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 日本共産党の吉田紋華です。

意見書案第10号、ALPS処理水の海洋放出を直ちに中止するとともに、処理水削減の抜本的な対策を求める意見書案の賛成討論を行います。

令和5年8月22日、岸田首相は、関係閣僚会議を開き、国民の大きな反対を押し切った閣議決定により、東京電力福島第一原子力発電所事故によって発生し続けている放射能汚染水を多核種除去設備によって処理したALPS処理水の海洋放出を決定し、同8月24日午後1時からALPS処理水の海洋放出を実施しました。

このALPS処理水には、トリチウムだけでなく、セシウム、ストロンチウムなど、除去し切れていない放射性物質が含まれています。

また、中国政府は、福島第一原子力発電所の処理水放出が始まった8月24日から、日本産水産物の輸入を全面的に停止しています。その影響は、県内の水産業にも出ています。

海洋に放出された放射性物質は、何万年にもわたって海水中にとどまります。しかも、それを海藻が取り込み、それを魚が食べ、内部被曝や生物濃縮とされるリスクもあります。海産物を消費する我々にも被害が及んでくる、そういった状況なのです。長期にわたるモニタリングをしなければ、希釈したから安全だと言うことはできないと考えております。

そして、この間、政権運営において、我が亡き後に洪水よ来たれと言わんばかりの、世論を無視した政治の動きが続いています。

若い世代が感じている政治への不信感や絶望が広がっています。これ以上、未来の環境や社会を壊していく選択を政治が行っていくことをやめてほしいと切実に考えております。

以上の理由から、意見書案第10号に関する賛成討論といたします。

続いて、意見書案第13号学校給食費の無償化を求める意見書案の賛成討論を行います。

長引く経済低迷や物価高騰により、国民の生活が圧迫されています。

子どもを持つことは、もはやぜいたく品だと考える若者がどんどん増えております。人口減少によって地方の衰退を危惧するのならば、若者や子どもの支援をもっと手厚くすべきだということは、度々意見を述べさせていただいているところであります。

学校給食費の無償化に関しては、憲法第26条第2項でこうありますが、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定しています。その中に、給食費を含め、義務教育は無償と規定しているわけであります。

また、我が党の国会議員が質問する中で、政府は、この憲法第26条に基づけば、保護者が負担する学校給食費を自治体等が補助することを妨げるものではないと答弁しております。

以上のことを踏まえまして、意見書案の趣旨に全面的に賛成し、国に支援制度を求めていくことに賛成します。この意見書案第13号の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第4号、意見書案第5号、意見書案第8号、意見書案第9号及び意見書案第11号から意見書案第13号までの7件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号及び意見書案第7号の2件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（中森博文） 日程第5、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、政策企画雇用経済観光常任委員会、環境生活農林水産常任委員会及び総務地域連携交通常任委員会から調査の経過について報告いただいた旨の申出がありますので、これを許します。芳野正英政策企画雇用経済観光常任委員長。

〔芳野正英政策企画雇用経済観光常任委員長登壇〕

○政策企画雇用経済観光常任委員長（芳野正英） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について、御報告申し上げます。

初めに、県立大学の設置の検討についてであります。

10月10日の委員会において、令和5年度県立大学設置の検討に係る有識者会議報告書（案）が示されました。

県立大学の設置については、令和3年度に県の方向性が示される予定とし

ていたものの、設置の費用・効果や企業の人材需要等の検討すべき課題が多いことから判断が延期され、本委員会でも、相当の議論をしてまいりました。

県当局におかれては、県立大学の設置についての判断をするに当たり、議会及び県民に対し、丁寧の説明されることを要望いたします。

次に、三重県教育施策大綱（案）についてであります。

新たな教育施策大綱については、令和4年10月に策定された県政の中長期的な方向性を示す総合計画、強じんな美し国ビジョンみえ、みえ元気プランとの整合を図るため、昨年度から本委員会において議論してきたところです。

この案には、県における教育施策の基本的な方針が示されておりますが、これらの施策を進める上では、貧困状態にある子どもたちの格差の拡大など、コロナ禍における子どもたちの実態や影響を踏まえる必要があります。

県当局におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子どもたちの現状や実態等について整理し、大綱に基づいた今後の施策を展開するよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 山崎 博環境生活農林水産常任委員長。

〔山崎 博環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（山崎 博） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について、御報告申し上げます。

まず、みえ森と緑の県民税についてであります。

県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の二つの基本方針に沿って、県と市町が役割分担した中で、第2期の取組を進めるとともに、令和6年度から10年度を計画期間とした第3期制度の検討を行っており、今回、その最終案が示されたところです。

当該県民税を活用した災害からライフラインを守る事前伐採事業については、市町によっては、人員不足等の理由から十分に活用し切れていない面があると思われています。

また、県民税の認知度が低いことから、今後の県民に対する広報の手法についても工夫していく必要があると考えます。

県当局におかれては、市町が県民税を活用した事業に取り組みやすい環境を整えるとともに、森林環境譲与税とのすみ分けやその周知方法など、これまで明らかになった課題の解決に努め、県民にとって有効に活用される県民税となるよう取り組むことを要望します。

次に、第44回全国豊かな海づくり大会についてであります。

県では、令和7年度開催予定の第44回全国豊かな海づくり大会に向けた準備を進めており、今回、基本構想最終案が示されました。

全国豊かな海づくり大会の開催は、豊かな海の再生に取り組む本県の姿を全国に発信するとともに、水産資源を守り育てる取組をさらに推進する絶好の機会であり、本県の豊かな海や河川といった自然環境の保全に対する県民の意識向上も期待できます。

県当局におかれては、当該大会に向けて沿岸市町だけでなく、県内全域で取り組み、三重県の多彩な農林水産物や自然、歴史、文化など、本県が有する魅力を全国に向けて広く発信するよう要望します。

最後に、三重県多文化共生社会づくり指針（第3期）についてであります。

県では、平成28年3月に三重県多文化共生社会づくり指針を策定し、現在は第2期の指針に基づき多文化共生施策を進めているところですが、今回改定する三重県多文化共生社会づくり指針（第3期）の基本的な考え方について説明がありました。

今後、人手不足の分野で外国人労働者を受け入れる在留資格の分野が拡大し、家族帯同での来日が増加する中で、これからの多文化共生社会には治安がよくて、教育が充実した受入れ体制を整える取組が必要です。

県当局におかれては、外国人住民にとっても魅力ある多文化共生社会となるよう、今回改定する指針には就学を高める取組など重要な項目をKPIとして設定するとともに、当該指針を計画として策定することの検討も含め、充実した内容のものとなるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 喜田健児総務地域連携交通常任委員長。

〔喜田健児総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（喜田健児） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について、御報告申し上げます。

熊野古道世界遺産登録20周年に向けた取組の推進と機運の醸成についてであります。

県当局におかれては、本年11月を目途に熊野古道世界遺産登録20周年事業実行委員会を設立するとともに、令和6年の早期からイベントの開催やプロモーションを組み合わせることで、機運の醸成を図っていくこととしています。

20周年という好機を生かし南部地域を盛り上げるため、県当局におかれては、各市町が実施する周年事業との連携や支援を行い、事業全体のPRに取り組みられるとともに、スピード感を持って県全域を挙げた機運の醸成に取り組みられるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 案 の 上 程

○議長（中森博文） 日程第6、認定第6号から認定第17号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（中森博文） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案について、概要を説明いたします。

認定第6号から第17号までは、令和4年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は9352億8700万円余、歳出決算額は8985億2200万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源である179億8900万円余を差し引いた実質収支としまして、187億7500万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する93億9000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の93億8500万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計など11の特別会計につきましては、歳入決算額は3411億4800万円余、歳出決算額は3369億6000万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支としまして、41億8800万円余の剰余が生じたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第15号は、私債権の放棄について、条例に基づき報告するものです。

報告第16号及び第17号は、関係法律に基づき、健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、令和4年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中森博文） 以上で提出者の説明を終わります。

議 案 付 託

○議長（中森博文） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第6号から認定第17号までは、議事進行上、質疑を省略し、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認めます。よって、本件は質疑を省略し、直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表

予算決算常任委員会

認定番号	件名
6	令和4年度三重県一般会計歳入歳出決算
7	令和4年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
8	令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
9	令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
10	令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
11	令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
12	令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
13	令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
14	令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
15	令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
16	令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
17	令和4年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

議 案 の 上 程

- 議長（中森博文） 日程第7、議案第29号及び議案第30号を一括して議題といたします。

提 案 説 明

- 議長（中森博文） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

[一見勝之知事登壇]

- 知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算1件及びその他議案1件について、概要を説明いたします。

議案第29号の補正予算は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯などの生活者や事業者に対する支援、今般県内で発生した児童の死亡事案や不適切保育事案を受けた緊急対応として、児童相談所等における安全確認の徹底や社会福祉施設等に対する指導監査体制のさらなる充実、様々な産業で顕在化・深刻化しつつある人手不足への対応として、担い手確保や職場環境整備等の対策、実効性のある人口減少対策を推進するために、特に課題となっているジェンダーギャップの解消に向けた実態調査、及び中国による輸入停止措置の影響や懸念される風評被害への対策として、県産水産物の輸出先の開拓支援や消費拡大等に取り組むための経費として、一般会計で40億4731万1000円を増額するものです。

歳入の主なものとして、国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で30億6465万4000円を増額するなど、合わせて30億6527万9000円を増額しています。繰入金について、財政調整基金で9億2265万1000円を増額しています。

歳出の主なものとして、物価高騰対策として、県独自の低所得のひとり親世帯への生活応援給付金を支給する経費として4億7095万円を、医療機関等に食材費や電気料金等の高騰分の一部を支援する経費として5億9011万9000円を、窯業等の伝統工芸品の製造事業者等に原材料の価格高騰分の一部を支援する経費として2150万円を、中小企業等の資金繰りを支援するための経費

として12億1200万1000円を、観光需要の平準化や旅行需要の喚起に向けたクーポン配布に要する経費として4億6000万円を、貨物自動車運送事業者の燃料費高騰への支援として4億969万4000円を計上しています。

児童の死亡事案や不適切保育事案を受けた緊急対応として、児童相談所が関わる児童の安全確認体制の強化に要する経費として2132万2000円を計上しています。

人手不足対策の推進として、観光産業の人材の確保への支援に要する経費として1350万1000円を、農林水産業従事者の確保への支援に要する経費として7812万6000円を計上しています。

人口減少対策の推進として、ジェンダーギャップ解消に向けた現状把握に要する経費として188万1000円を計上するとともに、令和6年度まで継続して実施するため286万9000円の債務負担行為を設定しています。

また、高校生や県内外の大学生等に向けた県内就職情報の発信に要する経費として244万2000円を計上するとともに、令和9年度まで継続して実施するため2076万8000円の債務負担行為を設定しています。

中国の輸入停止措置等に対する県内水産業の緊急支援として、海外バイヤーが多く参加する展示会への出展や県産水産物の販売促進イベントに要する経費として800万円を計上しています。

また、台風7号による被害を受けた施設等の修繕として4546万2000円を計上しています。

以上で予算についての説明を終わり、引き続きその他議案について説明いたします。

議案第30号は、訴えを提起しようとするものです。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中森博文） 以上で提出者の説明を終わります。

休 憩

○議長（中森博文） 全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。
午前11時19分休憩

午後 4 時15分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第29号及び議案第30号の審議を継続いたします。

質 疑

○議長（中森博文） 本件に関する質疑を行います。
通告がありますので、順次発言を許します。21番 稲森稔尚議員。
〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。
それでは、議案第29号に関する質疑ということで、質問させていただきたいと思います。

まず、私立学校や私立幼稚園、認可外保育施設等への物価高騰への支援ということでお伺いしたいんですけども、子ども・福祉部への関係でお伺いしますけれども、これまで補助してきた施設数と対象施設に対する割合を伺うとともに、申請の少なさから、広く保護者の経済的な負担軽減につながっていないとも言えるのではないかと思います。そのことに対する考え方もお聞かせいただきたいと思います。

そして、申請していないからといって物価高騰の影響を受けていないというはずはなく、全施設の物価高騰の影響と保護者負担の増大につながっていないかどうかということを、丁寧に実態をつかむべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○子ども・福祉部長（中村徳久） まず、私立幼稚園への物価高騰対策ですけ

ど、対象となるのは41園ございます。

そのうち、電気、ガス、ガソリンについては、約7割の園で利用してもらっておるんですけど、食材費については5園と、議員からも言われたように、少なくなっております。

理由としては、津市や伊勢市など、市町も助成をやっているところもありまして、そちらの制度を使われたところもあるというのと、あと、中学校や高校に比べて対象となる児童が少なく、助成額も少ないようなこともあって、申請を見合わせたところもあると考えております。

ただ、この利用のあった5園については、確認したところ、全ての園で保護者負担を据え置いているということを聞いております。

これまでも協会の関係者であるとか、園を訪問するときに、いろんな状況等を把握しておったんですけど、今後もしっかり実地指導とか、園の関係者に会うときには状況の把握に努めていきたいと思ひますし、申請書類もなるべく簡略化して、多くの方に申請してもらえるようにしていきたいと思ひています。

次に、認可外保育所なんですけど、県内で大体177施設あります。このうち3分の2が病院とか事業所とか、そういう企業が運営する園になっております。

中身については、電気、ガス、ガソリンの利用が、44園で利用してもらっているというようなところで、食材については、こちらもそれより少なくなっております。

理由としては、運営形態がいろんな、ばらばらで、企業が食材費を持ったりとか、自園で調理する施設がないというところ、さらに私立幼稚園よりも子どもが少ないところが多くて、小さいところでは1万円少しの助成額にしかならないというようなこともあって、利用が少ないということも聞いております。

こちらのほうも、毎年、実地調査で園のほうを訪問させていただいておりますので、制度利用の啓発であるとか、物価高対策、どんな取組をやっている

るか実態把握に努めていきたいと思っております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） しっかりと保護者の負担の軽減になっているとか、うまく市町とも連携しながら、啓発なり、あるいは制度の組立てから協力してもらおうとか、そういう取組を今後も考えていってしっかりやっていただきたいと思います。

それから、二つ目の児童の死亡事案等を受けた緊急対応についてということでお伺いしたいと思います。

今回の補正予算の中で、対面による確認の実施をするためのシステム改修ですとか、モニタリングを強化していくということが挙げられていますけれども、今後モニタリングを行うに当たって、あるいは対面による確認を行うに当たってのルールですとか、役割分担というのはどうなっているか。

県と市の連携が、この死亡事案によっても、津市の方はこれは県がやってくれるだろうとか、あるいは、県はこれは市がやってくれるだろうというような、そういう部分が痛ましい出来事につながっているかと思しますので、その辺の連携をどう考えているかということをお伺いしたいと思います。

さらに、これまでのこの虐待死事案の中で、AIの判断に対する問題点なんかはクローズアップされました。それから、先ほど言ったような県と市の当事者意識の欠如や、あるいは役割分担が不明確であったことや、あるいは、これは知事も取り組んでいたかと思うんですけども、児童相談所の人員体制や、現時点で総括していることや、今、現時点で取り組んでいるような改善策もあれば、併せてお伺いしたいと思います。

○子ども・福祉部長（中村徳久） それでは、私のほうから事務的なことを中心にお答えします。

まず、今回の事案なんですけど、やっぱり亡くなられた児童本人を長い間対面で安全を確認できていなかったこと、また、津市はじめ関係機関との連携が不十分であったこと、これは大きな課題であると私どもも認識しております。

そのために、まずは対面で児童の安全確認を徹底するという一方で、取組を既にスタートしております。

特に、保育所とか学校とか、所属する機関のない児童については、これまで3か月に1度しか見てなかった児童については、1か月に1度確認するという一方で、見守りの頻度を高めたところがございます。

今回の10月補正予算なんですけど、児童相談所の現場へ行くと、いろんなところへ訪問に行くときに小回りの利く軽自動車があると女性職員とかが動きやすいというのもあって、今回、各児童相談所に1台ずつ軽自動車を配備することとしたこと、また、児童相談所の職員も実際手いっぱいなので、児童相談所の職員だけで全て安全確認は難しいと思っていますので、児童養護施設等民間の力もお借りしながら、そういう見守りの頻度を高めるために、一部早めるところができるところから、そういう民間にも手伝ってもらえるような委託料を計上したこと、またシステムで、いつ、誰が確認したかとか、すぐにデータを把握できるように、そういうシステム改修なども、今回、計上したところがございます。

一方で、保育所に通わなくなったとか、そういう状況変化に応じて再度リスク評価をし直すということで、その手順が今まで一部不明確なところもありましたので、しっかり手順を明確化したことと、やっぱりリスク評価は職員1人の判断が大事になりますので、この夏、全職員を対象にリスク評価の研修も実施しております。

それと、AIの活用については、これまでもAIだけに頼った判断はしていないんですけど、今後もデータ蓄積を進めるなど精度向上を図るとともに、AIだけやなしに、いろんな専門職がおりますので、それに応じて総合的にリスクを判断する、そういう体制の強化も進めていきたいと思っております。

次に、関係機関との連携とか役割分担なんですけど、今回の事案が起こって、7月に市町の担当課長に集まってもらいまして、この事案の詳細を説明した上で、当面の再発防止策、みんなでやりましょうということで、情報共有しております。その後、8月7日に安全確認を具体的にどうするか、国の

通知も含めて依頼文を出して協力を呼びかけております。

また、役割分担については、保育所とか学校とか、所属機関があるところは、基本市町とかそういう学校が中心になって見守ってもらって、所属機関のないようなところは、児童相談所を中心に見守るなど、しっかり役割分担についても確認してきたところでございます。

今後も、市町をはじめ関係者と連携しながら、二度とこういうことが起こらないように再発防止に努めてまいります。

○知事（一見勝之） 三重県の大事な子どもの命が奪われたことは本当に悔恨の念に堪えないところであります。

それもありましたものですから、それが非常に重要なことなんですけれども、第三者委員会も設置して、それから検討委員会を設置して、第三者委員会の結論は時間がかかりますので、まず我々ができることをやろうということで、7月に全員協議会でもお話をさせていただいたところです。

今回の補正予算でも、桑名市の不適切保育もありましたが、津市で子どもの命が失われたこと、これに対して、補正予算で対応できるものは何かやっていく、何でもやっていこうということで、今回の補正予算を組ませていただいたところです。

大事なものは、一人ひとり、あるいは組織組織が、我が事感を持って取り組んでいくということではないかと思っています。

この24日に中勢児童相談所を私、訪問いたしまして、児童相談所の人たちから直接お話を聞いてこようと思います。意見交換して、児童相談所の人たちがどんな思いでいるのか。

その上で、人員についても、既に8月には3名増員しましたが、これからも考えていきたいと思っています。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

1点だけなんですけれども、子どもの虐待死ということ、あるいは児童相談所のことがすごく注目をされているさなかに児童虐待があったということ

は、すごく残念に僕も思っています。

そういうことも含めて、子どもたちの尊厳を守っていきける、そういうチームとして取り組んでいていただくことを強くお願いしたいと思います。

最後に、ジェンダーギャップ解消に向けた現状把握についてということで補正予算が上がっている点についてお伺いしたいと思います。

さきの一般質問でも指摘したように、多様な価値観が受け入れられないという地方の現状から都市部に移動する女性の割合が男性の倍以上になっているという内閣府の調査を説明させていただきました。

また、お隣の岐阜県なんですけれども、十六総合研究所というところが2022年に提言書をまとめていまして、女子に選ばれる地方ということで、提言書をまとめていて、その中に、地方の保守化、そして都市部のリベラル化、生きやすい環境を求めてリベラルな女性が都会へ行って地方が保守化してしまうという分析に接しました。

これからの調査に当たって特にお願いしたいのは、地方から都市部へ離れていった女性の意見をよく聞いて分析して、政策を打ち立ててほしい。先ほどの地方の保守化という話をすれば、その保守化した地方の中の女性の声だけを聞いていたら、さらに保守化してしまうのではないかという、そんな懸念が、この研究の中には指摘されているんです。

だから、離れていった女性の意見と県内の女性の意見、双方をしっかりと聞いて分析してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政策企画部長（後田和也） ありがとうございます。

地方の女性が都会へ転出している要因というのには、希望する職場や職種がないことなどや、ジェンダーギャップの存在とか、様々にあると考えております。

昨年度、関東圏、中京圏、関西圏といった大都市圏在住の県出身者の方にアンケート調査を行いました。

その中で、県外への転出理由、特に女性の回答割合の中で、県外への転出理由についてお聞きしたところ、大学等への進学であるとか、就職、転職、

結婚の割合が高く、また、いつか戻ってきますかというような質問に対しても、戻りたくないし戻る予定もないという答えが、実は一番多くて、3割弱あったという結果が出ております。

こうした傾向の背景にどういった状況があるのか、まだちょっと深掘りができておりませんので、そういった分析を行っていく必要があると考えておりました。今後、そういう分析の手法について検討していきたいと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

先ほど、十六総研のこんな提言書、面白いよと、政策企画部で話していたら、もう既に人口減少対策課の方が冊子を持っていて、すごく昨日、有意義な意見交換をしました。

もっと、僕は知事と分かり合いたいなと思っていて、みんなで、全ての人が住みやすい、暮らしやすい、働きやすい、そういう地域をつくっていききたいなと思います。

どうしても行政、私は税金を召し上げられる側の代表ですから、どうしても税収とか、労働力とか、あるいは人口の人の数とか、気になるかもしれませんが、いろんな生き方、生きやすさというのを大事にしていっていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。終わります。（拍手）

○議長（中森博文） 7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） よろしく願いいたします。長い1日の最後ですが、ぜひ最後まで聞いていただけたらうれしいです。

私も、稲森議員と同じトピックですけれども、ジェンダーギャップの解消に関連して、議案第29号の質疑をさせていただきたいと思っております。

このジェンダーギャップの解消というものが、人口減少対策方針の中でのキーワードであるというきっかけになったものが、都道府県版ジェンダー

ギャップ指数という大学教授のグループによる研究の結果、三重県では、経済分野が46位と、日本の中でもジェンダー平等が進んでいないという評価を受けたということによって、ここがジェンダーギャップの解消が大事だと打ち上げられたと伺っております。

その中で、実態を把握していこうという議案が今回出されてきましたので、私は本当に歓迎したいと思いますし、ぜひ実効性のあるものにしていただきたいと思ひまして、今回、質疑をいたします。

この調査に当たりまして、ジェンダーギャップの解消を掲げられておりますが、そのジェンダーギャップの解消、具体的にはどういうことを目指されていって、どういうふうに次につなげていくのか、具体的にお聞かせいただきたいと思ひます。それとともに、実態調査を行うに当たって、どういう方を調査対象にして、どのような手法で行うのか、確認させてください。

○政策企画部長（後田和也） ありがとうございます。

ジェンダーギャップの解消に向けて、今回、補正予算案を提出させていただいておりますが、人口減少対策を検討する中で、今、議員のほうからも御指摘をいただきましたが、三重県における転出超過は、今、年間約4000人で近年推移しておりまして、その約8割が15歳から29歳の若者ということで、さらに、そのうち約6割が女性で、15歳から29歳の女性の転出超過が全体の約半数を占める状況と、こういう状況でございます。

また、夫の家事、育児に対する参加度合いというのは、妻の第2子以降の出産意欲に大きな影響を与えるということもデータとして出されております。

こうしたことから、性別役割分担を前提とした家事、育児の在り方が、女性に過度な負担を強いていたりと、地域活動、職場におけるジェンダーバイアスが生きづらさを感じさせ、個人の活躍の場を奪っていたりというように、ジェンダーギャップの存在が人口減少の要因の一つとなっていると考えられているところでございます。

特に、先ほど議員のほうからも御指摘いただきました都道府県版ジェンダーギャップ指数において、本県は経済分野で全国第46位という結果が公表

されておりまして、ジェンダーギャップの存在は本県の人口減少対策において重要な課題の一つであるということで、キーワードの一つにも挙げさせていただいているということでございます。

現在、環境生活部とも連携して、働く女性の声を聞く場を設けておりまして、実際に職場や家庭において、男性と同じように扱われていないという声も聞かせていただいております。

今後、それらを踏まえまして、具体的な取組につなげていきたいと考えておりまして、県としては、今後取組を進めることでジェンダーギャップを解消し、誰もが希望に応じて参画や能力を発揮できる状態となることが重要であると考えております。

そうした状態を目指して選ばれる地域になることで、人口減少のスピード緩和や人口減少に対応した地域づくりにもつなげていきたい、そんなふうにご考えているところでございます。

それから、具体的にどういう調査をするのかという御質問でございますが、そのジェンダーギャップ指数、経済分野において三重県が46位ということで、その中でも、特にフルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差については、全国最下位という結果が出ております。

こうした実態を把握し、対策を検討するために調査分析をしたいと考えております。

今回の調査分析におきましては、この調査結果を業種ごとの男女間の賃金格差でありますとか、管理職の割合などを複数の視点から分析を行いまして、それらのデータを全国や他の都道府県と比較を行った上で、本県の特徴や課題を洗い出していきたいと考えております。

また、働き方改革でありますとか、育児休業制度の充実など、県内の各企業においても様々な仕事と家庭の両立に向けた制度が整備されてきているという状況にはありますが、利用したいと考えている人が、実際に希望どおりこうした制度を活用できているのかということについての実態把握もしていきたいと考えております。

実態把握の具体的な方法としては、経営者層でありますとか、従業員の方々にアンケートを実施しまして、男女が共に様々な制度が活用できているかについて調査していきたいと考えております。

調査分析の結果が出ましたら、関係する部局と連携いたしまして対応を検討していくほか、企業等とも共有いたしまして、必要な対策を連携して取り組んでまいりたいと考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁ありがとうございます。

ジェンダーギャップの解消という言葉が、やはり多くの人にとっては耳慣れない言葉であるという声も伺ったりしますので、目新しい言葉が一人歩きしないようにしていくことが重要かなと思ひまして、改めて伺いました。

それで、三重県の数値が、経済分野がジェンダーギャップ46位ということだったんですが、実際の数値が0.334となっているんですけれども、実は、この行われた調査の中では、経済以外にも3分野、合計で4分野、調査されているんですけれども、教育分野でも数字が出されています。0.590で全国15位。そして、ほかに行政と政治という項目もありまして、ジェンダーギャップ、実は、三重県はこれ、9位なんです。上位のほうではあるんですけれども、ジェンダーギャップ指数というものが、行政分野は0.290、政治分野では0.197です。この数字が1に近いほど、ジェンダー平等に近いということなんです。

改めて、経済は0.334で46位ですが、政治や行政の分野では、0.1とか2で、上位のほうに来ていると。実態では全然ジェンダー平等になっていないんだけれども、全国的な問題があるので、三重県が上位に来ているということで、経済分野だけではなく政治や行政、そして教育のほかにも評価されている項目に関しても、目を向けていく必要があると思っております。

また、若い女性の流出が特に顕著だということで、そこに着目されていますけれども、やはり県外に流出していた方たちにも改めてどうして離れていったのかという視点をもって、そこも調査していただくことが大事である

と、改めて、お伝えしておきたいと思います。

そこで、釈迦に説法だと思うんですけども、ジェンダーとは何かという、改めて定義を確認させてもらいたいと思うんですけども、生物学的な性は、ほかの動物とかでも一緒ですけど、雄と雌の生殖器を持った二つの個体があるというのが生物学的な性の分類ですが、ジェンダーというのは、社会的な性別の分類でして、もともとは語学の用語なんですね。名詞に性別をつけるもの。

例えば、月という名詞がありますけれども、フランス語だったら女性名詞、でも、スペイン語だったら男性名詞。言葉によって、変わるんですね。人間が後から文化的に、天体だとか自然に、これは男性、これは女性と後からつけたものなんです。これは学術的にも定義されているものです。

なので、ジェンダーに関する認識というものは、やはり社会の認識というのが大きく関わってくるので、個人の意識というのもすごく確認していく、変えていくことが重要になります。

そして、そういったジェンダーに関する偏見は、小さい頃から刷り込まれるんですね。例えば、ランドセルの色は、男の子は黒、女の子は赤。あとは就活するときには男性はこうしたほうがいい、女性はこうしたほうがいい。就活セクシズムとして、かなり問題にもなっています。

そして、そういった性別的な規範が、学校や職場というあらゆる社会で、それが再生産されています。

大人がやっぱりそこを変えようと認識しないことが多いので、再生産されていくわけなんですけれども、改めてジェンダーギャップ指数に目を向けてみますと、日本のジェンダー平等が進まない大きな要因が、やはり行政や政治ということになっております。

社会の半分を構成するのは男性ですので、やはり男性が、そこに関心を持っていくことも大事だと考えております。女性だけが頑張るということでは、もう今では足りていない。何かしらほかの妨げている要因があるはずだということで認識をしているんですけども、また、ジェンダー平等が進ま

ない、政治や行政ではやっぱり意思決定、社会の事を決めるところ、そういう立場に男性が多いということが、数字の意味するところなんですね。

それで、次は、知事に伺いたいんですけども、去年のことを蒸し返して申し訳ないんですけども、9月、知事と明和町長との円卓対話での発言がニュースになっておりました。

どう発言されたかといいますと、観光のポイントは、いかに女性を引きつけるか、若い女性が来るとそれにつられて男の子が来る、おやじも来ると、そういう発言をしていらっしゃいました。

後ほど陳謝もされておりましたが、私はそれを聞いたときに、ちょっと若い女性を何だと思っているんだと思ってしまいました。そして、若くない女性のことをどう見ているのか。また、男性にもその発言の中のおやじというくられる人にもちょっと失礼だなと思いました。

こういうふうに、無意識のうちに多くの人を傷つけてしまうということが起こり得るわけであります。

改めて、意思決定機関に男性が多い、そういう日本の社会なんですけれども、こういうふうに、ジェンダー規範が再生産されていくということ、そういう事象を学ばせていただいたと思いましたが、それと同時に、こういう社会の中で上に立つ男性が自らの言動を省みて、間違いを認めて訂正することが、ジェンダー平等を進める上で本当に重要なことだと思っているんです。

すごく責めたいわけではなくて、一緒に変えていきましょうと、そういうメッセージを伝えたいんですけども、ジェンダーギャップ指数、政治や行政では0.1、0.2という、すごく格差がある、そういう中で、そういうなかなか進んでいないことに対する認識をひとつ伺いたいのと、1年前の発言された内容を、1年たった今、どう改めて認識されているのか、ジェンダー平等を進めたいと言っておられる立場で、今どうやって認識されているかというのを伺いたいと思います。お願いします。

○知事（一見勝之） 30年前に、フランスから日本に帰ってきて、当時、航空局やったと思いますけれども、40人ぐらいの会議に出たときに課長以上の、

ほとんど男性。フランスで、私も会議に出ていましたので、半数は女性でしたね。それは、吉田議員もドイツにおられたときに、そういう感情を持たれたんじゃないか。あるいは日本に帰ってきたときに、例えば、医療、看護の現場で会議をやったときに、それは、現場は女性が多いと思いますけれども、指示をされるのはどういう人かとなったときに、おかしいなと思われたと思います。私もおかしいなと思いました。これ、何やろう、これ。

それから、徐々に変わってきて、今、局の会議でも女性が増えてきました。これは、意図的にやっぱりそういうことをやっていかないかんのじゃないかと思います。

先ほど、部長が申し上げました、働く女性の声を聞く場というのを作りまして、9月が1回目やったと思います。私も出まして、2回目は昨日やりました。これ、私、中部圏知事会議でしたので、ウェブでの参加だったんです。3回目もウェブでの参加と言われたので、3回目は申し訳ないけど、実際に出させてほしいと。フルで出させてほしいと。知事として、やっぱり出るのが大事なんだということを言って、日程調整をしてもらっているところです。

ジェンダーギャップは、三重県は確かにあります。ほかの県よりもあるかもしれません。そういうところは直していかないかんと考えております。

先ほど、明和町の話がありましたが、あれは、あのときに申し上げたのは、そういう話がある場所でありました、ということをお紹介申し上げて、そういう観光のやり方というのものもあるのかもしれないという話を申し上げたわけですので、陳謝をしたということではありません。

いずれにしてもジェンダーギャップは、解消していかなくやいけないので、男性と女性に差を設ける、能力による差は、これ、人によってあるんですけども、性差によって、例えば昇進であるとか、給料であるとか、それに差をつけるというのはよくないと思います。

今後、企業にもそのお話をさせていただいて、三重県からジェンダーギャップがなくなるようにやっていきたいと思っております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） しっかり思いを聞かせていただきましたけれども、私は地方に残っている、1人の若年女性として、やっぱり田舎では、ジェンダー平等、全然あかんわって言われかねない状況が今あるなどと思いますので、しっかり認識をしていただいて、ぜひ一緒に前進させていただきたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で、議案第29号及び議案第30号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（中森博文） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託し、会議規則第36条第1項の規定により、10月23日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携交通常任委員会

議案番号	件 名
30	訴えの提起（和解を含む。）について

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
29	令和5年度三重県一般会計補正予算（第3号）

議 員 派 遣 の 件

○議長（中森博文） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 子どもに関する政策討論会議に係る県内調査

(1) 派遣目的

子どもに関する喫緊の政策課題について、子どもに寄り添った政策立案及び政策提言に関する調査を行うため、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりに取り組む「NPO法人太陽の家」並びに子どもたちが一日のうち多くの時間を過ごす小中学校の中から「四日市市立三重小学校」及び「四日市市立西笹川中学校」を対象に、それらの取組の現状、課題等を聴取する。

(2) 派遣場所 三重県桑名市及び四日市市

(3) 派遣期間 令和5年11月2日 1日間

(4) 派遣議員

世古 明	議員	龍神 啓介	議員
石垣 智矢	議員	稲森 稔尚	議員
藤根 正典	議員	小島 智子	議員
杉本 熊野	議員	石田 成生	議員
東 豊	議員	今井 智広	議員
稲垣 昭義	議員	中森 博文	議員

2 子どもに関する政策討論会議に係る県内調査

(1) 派遣目的

子どもに関する喫緊の政策課題について、子どもに寄り添った政策立案及び政策提言に関する調査を行うため、県内において特に積極的に子どもの支援に関する取組を行う「伊勢市」及び「社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会」を対象に、それらの取組の現状、課題等を聴取する。

(2) 派遣場所 三重県伊勢市

(3) 派遣期間 令和5年11月29日 1日間

(4) 派遣議員

世古 明	議員	龍神 啓介	議員
石垣 智矢	議員	稲森 稔尚	議員
藤根 正典	議員	小島 智子	議員
杉本 熊野	議員	石田 成生	議員
東 豊	議員	今井 智広	議員
稲垣 昭義	議員	中森 博文	議員

3 再生可能エネルギーに関する検討会に係る県外調査

(1) 派遣目的

再生可能エネルギーの導入に関して、調査及び検討を行うため、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定した山梨県、洋上風力発電の推進と地元との共生策の母体となる銚子協同事業オフショアウインドサービス株式会社及び「宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税条例」等を制定した宮城県において、調査を行う。

(2) 派遣場所 山梨県、千葉県及び宮城県

(3) 派遣期間 令和5年11月6日から8日まで 3日間

(4) 派遣議員

吉田 紋華	議員	平畑 武	議員
廣 耕太郎	議員	野口 正	議員
小林 正人	議員	長田 隆尚	議員
舟橋 裕幸	議員	津田 健児	議員

4 地方議会活性化シンポジウム2023

(1) 派遣目的

地方議会活性化シンポジウム2023に参加することで、各地方議会において活躍している多様な人材や先駆的に取り組まれている多様な実践に触れるとともに、議会への多様な人材の参画促進や議会審議の充実・活性化等について議論を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和5年11月13日 1日間

(4) 派遣議員 荊原 広樹 議員 川口 円 議員
野口 正 議員 石田 成生 議員
東 豊 議員 青木 謙順 議員

5 第23回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的

都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和5年11月14日 1日間

(4) 派遣議員 荊原 広樹 議員 川口 円 議員
野口 正 議員 石田 成生 議員
長田 隆尚 議員

6 令和5年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会

(1) 派遣目的

近畿自動車道紀勢線建設促進協議会は、地域開発ならびに住民福祉の増進の基盤となる近畿自動車道紀勢線の建設について、三重県、和歌山県及び関係市町村が緊密な連携を保ちつつ促進することを目的として、平成10年11月に設立された。

今回、近畿自動車道紀勢線の早期完成を図るために開催される、令和5年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会へ参加するものである。

(2) 派遣場所 東京都千代田区平河町

(3) 派遣期間 令和5年11月17日 1日間

(4) 派遣議員 松浦 慶子 議員 喜田 健児 議員
石垣 智矢 議員 藤根 正典 議員
谷川 孝栄 議員 東 豊 議員
西場 信行 議員

○議長（中森博文） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中森博文） お諮りいたします。明21日から23日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、明21日から23日までは休会とすることに決定いたしました。

10月24日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時48分散会